

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

平成22年 3月23日

水防組合条例第 6号

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害に対する補償に関する制度を定めることを目的とする。

第2条 この条例の実施に当たっては、久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成22年久喜市条例第38号）を準用する。

附 則

- 1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。
- 2 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和53年条例第1号）は、廃止する。